

戸籍システムのクラウド化について

市民生活部市民室

1 戸籍システムについて

- ・戸籍システムは、戸籍に関する業務（戸籍の届出受付、編製、記録、犯歴業務等）を総合的に支援するシステム
- ・現在、本市では、富士ゼロックスシステムサービス（株）が開発したパッケージソフトを使用

2 取り扱う個人情報の内容について

- ・日本国籍を持つ者の親族的な身分関係すべて（本籍、氏名、生年月日、性別、父母の氏名、続柄、出生、婚姻等の身分事項等）
- ・本籍地にて管理することとされている犯歴

3 クラウド化の背景について

- ・戸籍データについては、戸籍法及び戸籍法施行規則の規定のもと、自庁設置型サーバを利用して保管してきたが、令和2年8月末に保守期限切れとなるため、更新が必要
- ・法務省に設置された「戸籍システム検討ワーキンググループ」において、「市区町村の戸籍情報システムについて、クラウド化を進めることが妥当」との方向性が示された（平成29年7月。参考資料1参照）
- ・本市が導入を予定しているクラウドサーバへの移設と同様の事例については、法務省において認容して差し支えないとの回答を得ている（平成30年1月18日付け法務省民一第19号民事局民事第一課長回答。参考資料1参照）

4 クラウド化のメリットについて

《セキュリティの向上及び災害時等におけるデータの保全の確保》

- ・サーバが設置されているデータセンターは、地震、火災等の災害に対して、一般建物より高いレベルでの安全性を確保
- ・随時バックアップをとっているため、メインサーバに障害が発生した場合でも業務継続が可能（現在は、市で週単位でのバックアップを実施。参考資料2参照）
- ・バックアップデータの搬送が不要

5 個人情報の保護措置について

戸籍システムのクラウド化における個人情報保護措置は、次のとおり

保護措置	内容
①データセンターへの入室管理	<ul style="list-style-type: none">・データセンター全体で生体認証セキュリティを利用・入退室について、IDカードによる入室制限を実施・監視カメラによる監視を実施し、入退室のログは90日間以上保存
②回線	<ul style="list-style-type: none">・市とデータセンターを結ぶ回線は専用回線（IP-VPN）を用いることで、隔離された回線環境を確保
③サーバの管理	<ul style="list-style-type: none">・遠隔管理保守サービスを用いた戸籍サーバの運用管理・遠隔監視においては常時監視し、障害等発生時の即時対応可能・遠隔管理における作業履歴は適宜、市が確認可能
④データの保全	<ul style="list-style-type: none">・随時バックアップされるため、最新の情報でデータの復旧が可能・サーバ設備を複数用意することで、一部に故障等が発生しても運用を継続することが可能

6 他団体の導入状況について（富士ゼロックスのシステムのみ）

平成30年2月：5自治体

令和元年度：11自治体

令和2年度：5自治体導入済。今後、93自治体導入予定。（和泉市含む。）

7 スケジュール

時期	内容
令和2年8月7日	本件を個人情報保護審査会に報告
令和2年8月14日	クラウド環境下でのリハーサル（動作確認等）
令和2年8月28～30日	クラウド環境へ全台（本庁16台、おもてなし処2台、シティプラザ出張所6台）切り替え作業
令和2年8月31日	本格稼動

【戸籍システムクラウド化の背景】

～戸籍事務へのマイナンバー制度導入に関するシステムの在り方検討の経緯～

平成26年：法務省に「戸籍制度に関する研究会」設置

平成27年：「戸籍システム検討ワーキンググループ」設置

(研究会において、より実務的・技術的な観点からシステム等の詳細を検討する必要性が生じたことにより設置)



平成29年7月：「戸籍システム検討ワーキンググループ最終取りまとめ」

⇒今後のシステムの構築に当たっての方向性が示された。

～「戸籍システム検討ワーキンググループ最終取りまとめ」より抜粋～

第4 個別課題の検討

1 ネットワーク連携を実現するためのシステム形態の在り方について

(2) システム整備における課題

「システム整備における課題については、システム全体の経費の削減が検討され、戸籍情報システムのクラウド化を進めることや一元化することが議論された。

～略～ その結果、現状の戸籍事務への影響等に鑑み、～略～ 市区町村の既存の戸籍情報システムを集約し、一元化したシステムを構築することは、現時点で現実的でないと考えられた。また、コスト面への対応としては、～略～ 例えば各市区町村の戸籍情報システムについて、低コストで移行することが可能なベンダー別のクラウド化を進めるなど、より長期的なスパンでシステムの集約を目指すことが妥当とされた。」

第5 まとめ

(システムの設計方針)

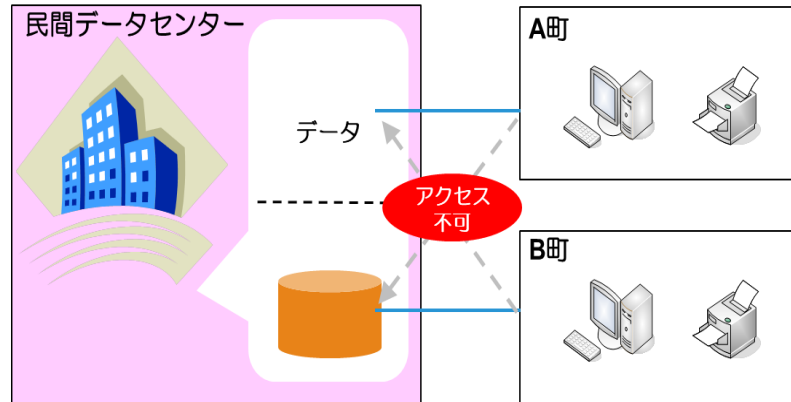
「市区町村の戸籍情報システムを維持する場合においても、自治体クラウドの推進といった国及び地方公共団体での IT 施策を参考にしつつ、低コストで移行することが可能なクラウド化を進めるなどして、システム全体の運用経費等の削減を図る。」

<戸籍データの保管・設置場所に関連する法令>

法令	内容
戸籍法第8条第2項	正本は、これを市役所又は町村役場に備え、副本は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局がこれを保存する。
戸籍法施行規則第7条1項	戸籍簿又は除籍簿は、事変を避けるためでなければ、市役所又は町村役場の外にこれを持ち出すことはできない
戸籍法施行規則第8条	戸籍簿及び除籍簿は、施錠のある耐火性の書箱又は倉庫に蔵めてその保存を厳重にしなければならない
戸籍法施行規則第68条の2	戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合には、市町村長は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製された戸籍及び除かれた戸籍の滅失及びき損並びにこれらに記録されている事項の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならない。

《平成 29 年 5 月 30 日付け戸第 124 号福岡法務局長照会》

民間のクラウド事業者が所有、提供する仮想化サーバに戸籍業務サーバを移設することの可否について、認容して差し支えないとされた事例



【根拠・解釈】

- A町の仮想サーバからB町の仮想サーバへアクセスすることが不可な仕組み
- 自治体と民間データセンター間を結ぶ回線は専用回線（IP-VPN）を用いており、盗聴や改ざんの防止
- 物理サーバが設置されているデータセンターは堅牢なセキュリティレベルであり、地震や火災等の災害対策においてもデータの保全及び安全性の確保について担保
- 遠隔管理保守サービスを用いた戸籍サーバの運用管理

※本市導入予定のクラウドと同様の事例

《平成 30 年 1 月 18 日付け法務省民一第 19 号民事局民事第一課長回答》

「平成 29 年 5 月 30 日付け戸第 124 号をもって当局長宛て照会のありました件については、認容して差し支えないものと考えます。」

【戸籍システムにおけるクラウドの仕組み】

